

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育児休業取得」の促進。

<対策>

- 2025年4月～ 子供が生まれる際の、父親等に対する休暇取得の推進。
- 2025年10月～ 従業員に、育児勤務制度等に関する事項について制度の周知とPR。
- 2026年4月～ 育児休業期間中の代替要員確保策の検討。

目標2：時間外労働を月平均10時間程度とする。

<対策>

- 2025年5月～ 全労働者の各月ごとの平均残業時間数を10時間/月程度とし、定時終業の定着化を図る。

目標3：リフレッシュ休暇制度の定着を図る。

<対策>

- 2025年4月～ 育児や各従業員の家庭状況にあった休暇取得の推進（PR）。
- 2025年10月～ リフレッシュ休暇制度の定着化。

目標4：子供の健全育成のための地域貢献活動への協力体制づくり。

<対策>

- 2025年10月～ 従業員が地域において子供の健全育成のための地域貢献活動に協力できるよう、職場での理解向上を図り、協力への雰囲気醸成する。
- 2026年10月～ 従業員が子供との交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施。

以上